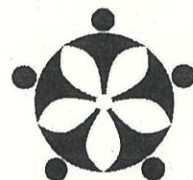


高取まちづくり協議会

第13回 通常総会



ちょうどいいまち
ちよつどいいまち
これまでもこれからも
2020高浜市50th



稗田川 彼岸花

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。

高取まちづくり協議会

第13回通常総会資料

目次

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 | 令和2年度 | 事業報告の承認について |
| 第2号議案 | 令和2年度 | 収支決算の承認について |
| 第3号議案 | | 規約改正(案)について |
| 第4号議案 | 令和3年度 | 役員(案)の承認について |
| 第5号議案 | 令和3年度 | 事業計画(案)の承認について |
| 第6号議案 | 令和3年度 | 収支予算(案)の承認について |

参考資料

- ・理事・会員・協力団体名簿(案)
- ・貸出備品項目一覧
- ・実施事業グループ編成名簿(案)
- ・規約 新旧対照表

第1号議案

令和2年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1. 事業実施の方針 高取まちづくり協議会は、「高取小学校区 地域計画 2016→2021」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

| 区分 | 事業内容 | 実施日 | 実施状況 | |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------|--|-----------------------|
| 1 防犯事業 | 1)防犯パトロール事業 | 6月～3月 | 4町内会 週3回程度巡回 2名/1回 | |
| | 2)緊急パトロール事業 | 12/23～26 | 年末特別パトロール(4町内会 各1日ずつ) | |
| | 3)散歩パトロール事業 | 6月～3月 | 高浜市婦人の会高取支部及び高浜シルバー人材センター | |
| | 4)青パト講習会参加事業 | 11/13 | 参加 新規17名 更新なし | |
| | 5)防犯啓発事業 | 未実施 | | |
| | 6)防犯灯管理事業 | 4月～3月 | (防犯灯修繕) 清水町、本郷町、向山町、論地町 (バッテリー取替) 向山町 | |
| | 7)のぼり旗事業 | | 現在114世帯(今年度追加なし) | |
| 2 防災事業 | 1)総合防災訓練事業 | 中止 | | |
| | 2)防災資機材倉庫管理事業 | 12/12 | チェック表に従い点検及び簡易トイレの組立訓練実施 | |
| | 3)防災体制構築事業 | ①防災講演会 | R3.3/6 | 防災講演会 参加者 18名 |
| | | ②炊出し訓練 | 中止 | |
| ③要援護者の支援体制の検討 | | | | |
| 3 環境美化事業 | 1)ごみ減量事業 | 4月～3月 | エコキャブ回収数 集計101.2kg (内、南中 92.5kg) | |
| | 2)まちなか美化事業 | ①街路樹の花壇植栽 | 毎月第3月曜日 | 「ひまわりの会」を中心に毎月第3月曜日実施 |
| | | ③まち発見ウォーキング | 中止 | |
| | 4)稗田川花と緑ふれあい公園事業 (草刈り維持事業) | 草刈(7/17.9/5) 間伐(12/5) | 草刈り作業 計26名参加 間伐作業 計22名 | |
| | 3)稗田川の調査研究と自然環境向上活動 | 未実施 | | |
| 5)八反田公園維持管理事業 | 5/30 | 藤枝剪定及び草刈り作業 参加者11名 | | |
| 4 大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業 | | 中止 | | |
| 5 とりしろう制作事業 | | 6月～3月 | R3年5月 2100部発行(高取地区各世帯配布予定) | |
| 6 地域住民交流事業 | 1)豊かな自然を守り育む「地域の絆」向上事業 | 4月～3月 | ※清水町主体で事業実施 | |
| | 2)ホテルの飛翔復活事業 | 6月 | ※神楽山ホテル会主体で事業実施 | |
| | 3)こども育成事業 | 4月～3月 | ※鷹取の会主体で事業実施 | |
| 7 高齢者健康促進事業 | | 6月～3月 | スポーツ吹矢(毎月第1・3月曜日) あたまとカラダの体操(毎月第1木曜日) | |
| 8 ふれあい交流事業 | | 6月～3月 | 子ども会を中心とした世代間交流を実施 | |
| 9 お知らせ事業 | 1)ホームページ事業 | 4月～3月 | まち協の活動報告、事業予定などの更新など | |
| | 2)広報誌「いなほ」発行 | 7・11・4月 | 高取地区約2000世帯配布 | |
| 10 認知症サポーター養成事業 | | | | |
| 11 公民館プラザ化調査・研究事業 | | | | |
| 参考 (公民館事業) | ①ソフトボール大会 | 中止 | | |
| | ②納涼夏祭り | 中止 | | |
| | ③運動会 | 中止 | | |
| | ④文化祭 | 中止 | | |
| | ⑤「麦笛」発行 | 7/1 R2. 3/1 | 高取地区約2000世帯配布 | |

第2号議案

令和2年度 高取まちづくり協議会収支決算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

| I 収入の部 | 科目 | 予算額 | 決算額 | 対予算額 | 備考 |
|--------|--------|-----------|-----------|-------------|--|
| 1 | 交付金等収入 | 8,125,000 | 5,987,077 | △ 2,137,923 | 市民予算枠事業交付金 6,819,000円 地域内分権推進事業交付金 1,306,000円 市民予算枠事業交付金返還済 △1,976,923円 地域内分権推進事業交付金返還額 △161,000円 |
| 2 | 参加費収入 | 0 | 0 | 0 | 講座等参加費 |
| 3 | 雑収入 | 1,000 | 79,117 | 78,117 | とりしろう企業協賛金、預金利息等 |
| 4 | 前年度繰越金 | 644,470 | 644,470 | 0 | |
| 収入合計 | | 8,770,470 | 6,710,664 | △ 2,059,806 | |

| II 支出の部 | 科目 | 予算額 | 決算額 | 残額 | 備考 |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------|
| 事業費 | 計 | 5,888,000 | 3,678,764 | 2,209,236 | |
| 1 | 防犯事業 | 992,000 | 780,988 | 211,012 | |
| 1) | 防犯事業 | 519,000 | 308,511 | 210,489 | 青パト燃料、車検、保険、謝礼金 |
| 2) | 防犯灯管理事業 | 473,000 | 472,477 | 523 | 防犯灯交換及び修繕工事 |
| 2 | 防災事業 | 325,000 | 167,915 | 157,085 | |
| 1) | 総合防災訓練事業 | 111,000 | 0 | 111,000 | 四町内会訓練費（返還予定） |
| 2) | 防災資機材倉庫管理事業 | 13,000 | 9,942 | 3,058 | 年1回点検を実施 |
| 3) | 防災体制構築事業 | 201,000 | 157,973 | 43,027 | 講演会、防災倉庫備蓄品代 |
| 3 | 環境美化事業 | 881,000 | 835,461 | 45,539 | |
| 1) | ごみ減量事業 | 10,000 | 0 | 10,000 | エコキャップ回収箱 |
| 2) | まちなか美化事業 | 240,000 | 221,679 | 18,321 | 街路樹植栽活動費 |
| 3) | 稗田川花と緑ふれあい公園事業 | 460,000 | 459,640 | 360 | 芝刈機燃料、間伐代、植栽用苗代 |
| 4) | 稗田川自然環境向上活動 | 14,000 | 3,142 | 10,858 | 草刈り機燃料代 |
| 5) | 八反田公園管理事業 | 157,000 | 151,000 | 6,000 | 八反田公園維持管理、水仙植樹、藤棚管理 |
| 4 | 大家族ひえだ川駅伝事業 | 260,000 | 0 | 260,000 | ランナー保険、チラシ・ポスター印刷、啓発品等（返還予定） |
| 5 | とりしろう制作事業 | 250,000 | 293,945 | △ 43,945 | とりしろう印刷等（協賛金 24,000円雑収入にて計上） |
| 6 | 地域住民交流事業 | 2,430,000 | 875,000 | 1,555,000 | |
| 1) | たかとり納涼夏祭事業 | 1,280,000 | 0 | 1,280,000 | 中止の為返還済 |
| 2) | 「地域の絆」向上事業 | 367,000 | 142,000 | 225,000 | ※清水町主体で事業実施（返還予定） |
| 3) | ホテルの飛翔復活事業 | 308,000 | 308,000 | 0 | ※神楽山ホテル会主体で事業実施 |
| 4) | こども育成事業 | 425,000 | 425,000 | 0 | ※鷹取の会主体で事業実施 |
| 5) | その他新規事業 | 50,000 | 0 | 50,000 | ※1団体枠（返還予定） |
| 7 | 高齢者健康促進事業 | 100,000 | 75,732 | 24,268 | あたまカラダの体操(15,000円返還済) スポーツ吹矢 |
| 8 | ふれあい交流事業 | 460,000 | 460,000 | 0 | 子ども会交流事業、南中リーダー養成事業 |
| 9 | お知らせ事業 | 170,000 | 169,723 | 277 | いなほの発行（年3回）、HP管理・運営 |
| 10 | 認知症サポーター養成事業 | 20,000 | 20,000 | 0 | 講習会 |
| 管理費 | 計 | 2,320,000 | 2,099,110 | 220,890 | |
| 1 | 謝礼 | 1,800,000 | 1,697,458 | 102,542 | 役員・事務局謝礼 |
| 2 | 会議費 | 10,000 | 8,846 | 1,154 | 飲料代など |
| 3 | 旅費交通費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 交通費 |
| 4 | 消耗品費 | 80,000 | 76,563 | 3,437 | 事務用品など |
| 5 | 通信運搬費 | 200,000 | 171,132 | 28,868 | 電話代・ハガキ・切手代・インターネット代 |
| 6 | 手数料 | 200,000 | 138,188 | 61,812 | コピー機リース料、コピー料 |
| 7 | 保険料 | 20,000 | 6,923 | 13,077 | 活動保険料 |
| 予備費 | | 562,470 | 0 | 562,470 | |
| 支出合計 | | 8,770,470 | 5,777,874 | 2,992,596 | |

| | | | | |
|----------|-----------|-----------|---------|--------|
| 次期繰越収支差額 | 収入 | 支出 | 残額 | 次年度へ繰越 |
| | 6,710,664 | 5,777,874 | 932,790 | |

監 査 報 告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

令和3年 4月 9日

監 事 福井信幸

監 事 川口知行

第3号議案

高取まちづくり協議会 規約 改正(案)

平成20年8月30日 施行 平成24年4月 1日 一部改正
平成25年5月21日 一部改正 平成27年5月18日 一部改正
平成30年5月14日 一部改正 令和 3年5月15日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災防犯事業
- (2) 環境美化事業
- (3) 地域住民交流事業
- (4) 施設管理に関する事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 役員(会長、副会長)、監事、事務局長、事務局次長、会計及び事業グループリーダー
- (2) 理事は、四町内会の代表者と高取小学校区内の団体の代表者及び役員会で承認された者とする。
- (3) 前2号以外の会員は、役員、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住もしくは在勤の個人、団体、企業とする。
- (4) 高取小学校校長、高浜中学校校長、南中学校校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上
- (3) 理事 45人以内
- (4) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

- 2 事務局長、事務局次長及び会計は、全会員の中から会長が選任する。
- 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長及び事務局次長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

- 2 理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。
- 3 事業グループは前項による者及び希望する会員で構成し、所属するメンバーをグループ員という。

4 事業グループにはグループリーダーを置き、グループ員より選任する。

5 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、事務局次長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、理事及び会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 理事会が必要と認め、招集の請求をしたときは臨時総会を開催することができる。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会は、理事及び会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した理事及び会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事及び会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事及び会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した理事及び会員は、第22条、前条第2項、次条第1項第2号及び第43条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する理事及び会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事及び会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、役員及び理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したも

のとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 役員会

(構成等)

第34条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び事業グループリーダーをもって構成する。

(権能)

第35条 役員会は、次の事項について審議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他協議会の目的達成のために必要な事業に関する事項

(会議)

第36条 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 会長は前項に定める事業計画及びこれに伴う収支予算を作成するにあたり、高取小学校区内の団体の意見を聞く場を設けなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の承認を得なければならない。

3 予備費を使用したときは、理事会に報告しなければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会に出席した理事及び会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、理事及び会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に無償譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

附 則

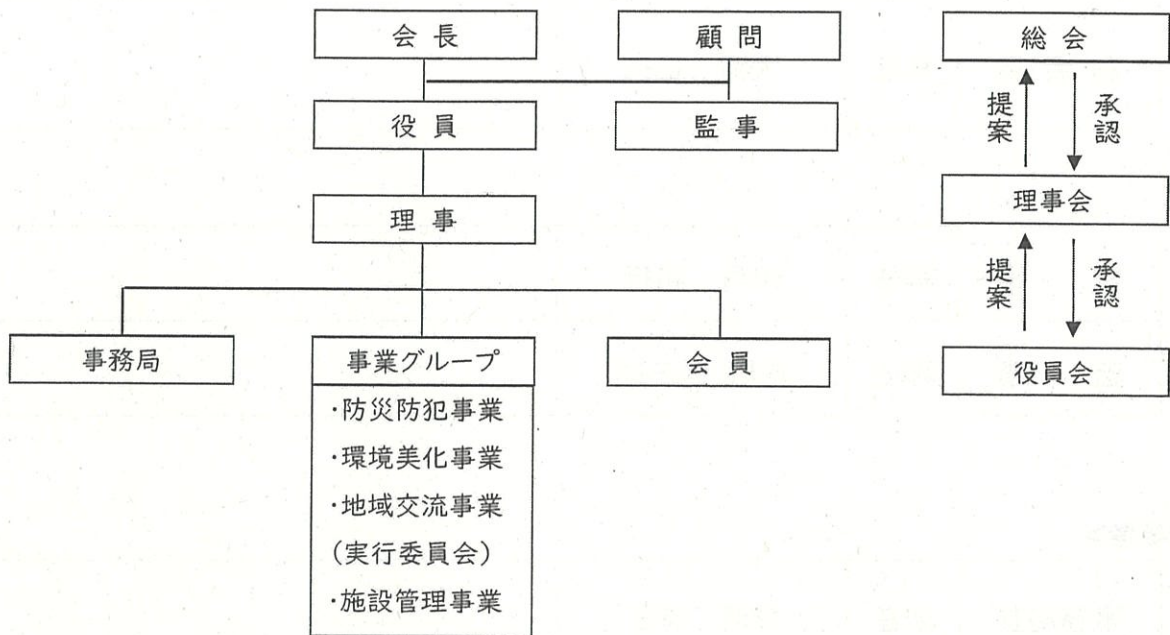
(施行期日)この規約は、平成25年5月21日より施行する。

(施行期日)この規約は、平成27年5月18日より施行する。

(施行期日)この規約は、平成30年5月14日より施行する。

(施行期日)この規約は、令和 3年5月15日より施行する。

組織図



第4号議案

令和3年度 高取まちづくり協議会 役員(案)

| 役職名 | 区分 | 氏名 | 備考 |
|-----|----|-------|----|
| 会長 | 再任 | 杉浦 秀敏 | |
| 副会長 | 再任 | 大岡 正代 | |

| | | | |
|----|----|--------|--|
| 監事 | 再任 | 川角 和行 | |
| 監事 | 再任 | 鳥居 信三郎 | |

<参考>

| | | | |
|------|----|-------|--|
| 事務局長 | 新任 | 杉浦 有三 | |
| 会計 | 新任 | 杉浦 有三 | |

※選任は第10条により、会長が会員から選任することとなっているため報告案件となります。

| | | | |
|------------|----|-------|--|
| 防災防犯事業リーダー | 再任 | 早川 弘樹 | |
| 環境美化事業リーダー | 再任 | 杉浦 好 | |

※選任は第14条により、グループ員より選任することとなっているため報告案件となります。

第5号議案

令和3年度 高取まちづくり協議会事業計画書(案)

1. 事業実施の方針 高取まちづくり協議会は、「高取小学校区 地域計画 2016→2021」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施する。
2. 事業の実施に関する事項

| 区分 | 事業内容 | | 実施予定日 | | |
|-------------------|-------------------------------|---|---|--|-----------|
| 1 防災防犯 事業 | 1) 防災 事業 | ①総合防災訓練事業 | 市総合防災訓練開催時における実動訓練 | 9/5(総合訓練) 会議(6/25.10/1) | |
| | | ②防災資機材倉庫管理事業 | 市の防災資機材倉庫内の点検(年2回) | | |
| | | ③防災 体制構築 事業 | 防災講演会 | 防災における講演会を実施 | 令和4. 2/26 |
| | | | 炊出し訓練 | 避難所運営訓練実施として炊出し訓練を行う(総合訓練時) | 9/5 |
| | | 要介護者の支援体制の検討 | 高取地区町内会を中心とした要介護者への対応方法を検討 | | |
| | 2) 防犯 事業 | ①青色防犯パトロール事業 | 4町内会 週3回程度巡回 3名/1回 | 4月～3月 | |
| | | ②緊急パトロール事業 | 緊急時 | 年末特別パトロール | |
| | | ③散歩パトロール事業 | 必要時 | 4月～3月 | |
| | | ④青パト講習会参加事業 | 青パト講習会に参加 | | |
| | | ⑤防犯啓発事業 | 「オレオレ詐欺」未然防止などの講習会等を警察と連携して実施 | 開催時期未定 | |
| ⑥防犯灯管理事業 | | 防犯灯の維持管理。青パト巡回にあわせて点検 | | | |
| ⑦子ども110番のぼり旗事業 | | 事故等未然防止の為、通学路・110番世帯へ旗を配布→設置 | | | |
| 2 環境美化 事業 | 1)ごみ減量事業 | | ごみ分別収集活動としてエコキャップ回収 | 4月～3月 | |
| | 2)まちなか美化事業 | ①街路樹の花壇植栽 | 「ひまわりの会」を中心に活動 | 毎月第3月曜日 | |
| | | ②彼岸花推進管理 | 有志で会を結成し、会を中心に活動 | 9月 | |
| | | ③まち発見ウォーキング | 健康推進グループとのタイアップで行う | 9月 | |
| | 3)稗田川花と緑ふれあい公園事業 (草刈り維持事業) | | 植樹した周辺1m四方の草刈り実施。12月は堤防の間伐実施。 ※水明会、清流会は彼岸花開花前の8月下旬と葉が出る前の9月末に草刈り実施 | 草刈(6/5.7/17. 8/28.10/2) 間伐(12/4) | |
| 4)八反田公園維持管理事業 | | 八反田公園内のトイレ以外の草刈り、低木の剪定、清掃作業を行う | | | |
| 3 地域住民 交流事業 | 1)たかとり納涼夏祭り事業 | | 五反田グラウンドで開催する夏祭り(旧公民館の夏祭り) | 8/7 | |
| | 2)スポーツ祭・文化祭事業 大家族ひえだ川駅伝事業 | | 高取小学校体育館とグラウンドにて行うスポーツイベントと旧公民館の文化祭を統合して行う | 10/31 | |
| | 3)高齢者健康促進事業 | | (高齢者障がい者)シニアにとっても気楽に楽しみながら健康になる[スポーツ吹矢][あたまとかたの体操]で、仲間づくりで交流を図る | 吹矢(毎月第1.3月) 体操(毎月第1木) | |
| | 4) お知らせ 事業 | ①ホームページ運営事業 | 高取地区に関する情報を収集・発信するためのHPの運営 | 4月～3月 | |
| | | ②広報誌「むぎぶえ」発行 | 高取まち協活動を発信 | 年間2回(7月.4月) | |
| | | ③記念誌「とりしろ」発行 | 5年に1部発行(次回は15周年記念誌として) | 今年度は準備期間 | |
| | 5) 地域応援 サポート 事業 | ①豊かな自然を守り育む 地域の絆向上事業 | 鮫川、カラス山といった地域の財を活用し、地域への誇りや帰属意識を高め、高取小学校区住民相互の絆の向上を目指す活動 | | |
| | | ②ホテルの飛翔復活事業 | ホテル水路等の自然資源を活用し、地域活性化、地域に対する愛着・誇りの醸成、次世代に渡せる自然環境の創出を目指す活動 | | |
| | | ③子ども育成事業 | 子ども達の為の防災訓練を学習したり世代の壁を超え、家庭や学校だけでは得られない食の知識を得ることを目的とした活動を行う | | |
| | | ④ふれあい交流事業 | 子ども会を中心とした世代間交流を実施 | | |
| ⑤ 認知症サポーター養成事業 | | 地域の方が講師(=認知症キャラバン・メイト)を務める「養成講座」を開催 | | | |
| | ⑥その他新規事業 | | | | |
| 4 次期地域計画の策定 | | 高取小学校区のまちづくり計画である地域計画について、現行計画期間の終了に伴い、次期計画の策定に向けた検討を行う | 通年 | | |
| 5 施設管理事業 | | 高取ふれあいプラザの維持管理・運営 | 通年 | | |

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、計画している事業の実施日を変更あるいは中止することがあります。本事業計画は、あくまで年度当初の計画となりますのでご承知おきください。感染症の状況を見ながら事業は変更いたします。

第6号議案

令和3年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

| I 収入の部 | 科目 | 3年度予算額 | 2年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|---------|----------------|------------|-----------|-----------|--|
| 1 | 交付金等収入 | 8,661,000 | 8,125,000 | 536,000 | 市民予算枠事業交付金 6,627,000円 地域内分権推進事業交付金 2,034,000円 |
| 2 | 事業収入 | 4,702,485 | 0 | 4,702,485 | 高取ふれあいプラザ管理受託料 4,702,485円 |
| 3 | 参加費収入 | 0 | 0 | 0 | 講座等参加費 |
| 4 | 雑収入 | 200,000 | 1,000 | 199,000 | 預金利息、通信代、企業協賛金 |
| 5 | 前年度繰越金 | 932,790 | 644,470 | 288,320 | |
| 収入合計 | | 14,496,275 | 8,770,470 | 5,725,805 | |
| II 支出の部 | 科目 | 3年度予算額 | 2年度予算額 | 増減額 | 備考 |
| 事業費 計 | | 10,773,485 | 5,888,000 | 4,885,485 | |
| 1 | 防災防犯事業 | 1,469,000 | 1,317,000 | 152,000 | |
| 1 | 防災事業 | 304,000 | 325,000 | △ 21,000 | |
| 1) | 総合防災訓練事業 | 111,000 | 111,000 | 0 | 四町内会訓練費 |
| 2) | 防災資機材倉庫管理事業 | 13,000 | 13,000 | 0 | 年2回点検を実施 |
| 3) | 防災体制構築事業 | 180,000 | 201,000 | △ 21,000 | 炊出訓練、講演会 |
| 2 | 防犯事業 | 1,165,000 | 992,000 | 173,000 | |
| 1) | 防犯事業 | 629,000 | 519,000 | 110,000 | 青バト燃料、車検、保険、謝礼金 |
| 2) | 防犯灯管理事業 | 536,000 | 473,000 | 63,000 | 防犯灯交換及び修繕工事 |
| 2 | 環境美化事業 | 848,000 | 881,000 | △ 33,000 | |
| 1) | ごみ減量事業 | 5,000 | 10,000 | △ 5,000 | エコキャップ回収箱 |
| 2) | まちなか美化事業 | 220,000 | 240,000 | △ 20,000 | 街路樹植栽、彼岸花推進管理、まち発見ウォーキング |
| 3) | 稗田川花と緑ふれあい公園事業 | 460,000 | 460,000 | 0 | 芝刈機オイル、間伐代、植栽用苗代 |
| 4) | 八反田公園維持管理事業 | 163,000 | 157,000 | 6,000 | 八反田公園維持管理、藤棚管理 |
| 5) | 稗田川自然環境向上事業 | 0 | 14,000 | △ 14,000 | |
| 3 | 地域住民交流事業 | 3,754,000 | 3,690,000 | 64,000 | |
| 1) | たかとり納涼夏祭り事業 | 1,470,000 | 1,280,000 | 190,000 | ※旧高取公民館主催事業 |
| 2) | スポーツ祭・文化祭 | 510,000 | 0 | 510,000 | |
| | 大家族ひえだ川駅伝事業 | 0 | 260,000 | △ 260,000 | ランナー保険、チラシ・プログラム印刷、啓発品等 |
| 3) | 高齢者健康促進事業 | 100,000 | 100,000 | 0 | あたまとカラダの体操、スポーツ吹矢 |
| 4) | お知らせ事業 | 220,000 | 420,000 | △ 200,000 | むぎぶえの発行、HP管理・運営 とりしろう制作準備 |
| 5) | 「地域の絆」向上事業 | 247,000 | 367,000 | △ 120,000 | ※清水町主体で事業実施 |
| 6) | ホテルの飛翔復活事業 | 277,000 | 308,000 | △ 31,000 | ※神楽山ホテル会主体で事業実施 |
| 7) | こども育成事業 | 400,000 | 425,000 | △ 25,000 | ※鷹取の会主体で事業実施 |
| 8) | ふれあい交流事業 | 460,000 | 460,000 | 0 | 子ども会交流事業、南中リーダー養成事業 |
| 9) | 認知症サポーター養成事業 | 20,000 | 20,000 | 0 | 講習会実施 |
| 10) | その他新規事業 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 4 | 施設管理事業 | 4,702,485 | 0 | 4,702,485 | |
| 1) | 高取ふれあいプラザ管理事業 | 4,702,485 | 0 | 4,702,485 | 高取ふれあいプラザの管理・運営 |
| 管理費 計 | | 2,790,000 | 2,320,000 | 470,000 | |
| 1 | 謝礼 | 2,200,000 | 1,800,000 | 400,000 | 役員・事務局謝礼 |
| 2 | 会議費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 飲料代など |
| 3 | 旅費交通費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 交通費 |
| 4 | 消耗品費 | 100,000 | 80,000 | 20,000 | 事務用品など |
| 5 | 通信運搬費 | 220,000 | 200,000 | 20,000 | 電話代・ハガキ切手代・インターネット代 |
| 6 | 手数料 | 220,000 | 200,000 | 20,000 | 通信機リース料、通信料 |
| 7 | 保険料 | 30,000 | 20,000 | 10,000 | 活動保険料 |
| 予備費 | | 932,790 | 562,470 | 370,320 | |
| 支出合計 | | 14,496,275 | 8,770,470 | 5,725,805 | |

※印は、構成団体を中心となって高取小学校区で行う事業とする。
科目間の流用は認める。

参 考

| 役職名 | 区分 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|----|---------|-----------------------|
| 理 事 | 継続 | 竹 内 定 | 清水町町内会 3年度会長 |
| 理 事 | 継続 | 青 山 隆 司 | 本郷町町内会 3年度会長 |
| 理 事 | 継続 | 長 田 正 雄 | 向山町町内会 3年度会長 |
| 理 事 | 継続 | 正 木 久 人 | 論地町町内会 3年度会長 |
| 理 事 | 継続 | 川 角 由美子 | 防災防犯事業サブリーダー |
| 理 事 | 継続 | 荒 川 昭 治 | 環境美化事業サブリーダー |
| 理 事 | 継続 | 小 堀 智 子 | ホームページ運営事業担当 |
| 理 事 | 継続 | 村 上 宗 久 | 高取小学校 教頭 |
| 理 事 | 継続 | 原 田 多 古 | たかとりこども園 園長 |
| 理 事 | 新規 | 杉 浦 頼 子 | 高浜市婦人の会高取支部 3年度支部長 |
| 理 事 | 継続 | 石 川 克 己 | いきいきクラブ代表 (新和会 3年度会長) |
| 理 事 | 新規 | 酒 井 勇 治 | 高取小学校PTA 3年度会長 |
| 理 事 | 新規 | 杉 浦 礼 奈 | たかとりこども園保護者の会 3年度会長 |
| 理 事 | 新規 | 羽 立 真 子 | 高取地区子ども会 3年度副会長 |
| 理 事 | 継続 | 羽佐田 雅 大 | 消防第四分団 3年度分団長 |
| 理 事 | 継続 | 杉 浦 裕 司 | 向山町 |
| 理 事 | 継続 | 竹 内 亨 弘 | 清水町 |
| 理 事 | 継続 | 小野田 由紀子 | 論地町 |

| | | |
|--------|---------|----------|
| オブザーバー | 中 井 滋 | 高取小学校 校長 |
| オブザーバー | 三 牧 秀 和 | 高浜中学校 校長 |
| オブザーバー | 清 水 美智男 | 南中学校 校長 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 顧 問 | 荒 川 義 孝 | 高浜市議会議員 |
|-----|---------|---------|

| | | | |
|-----|----|---------|-----|
| 会 員 | 新規 | 鍋 田 裕 久 | 論地町 |
| 会 員 | 新規 | 畔 柳 洋 一 | 本郷町 |
| 会 員 | 新規 | 浜 下 友 治 | 清水町 |
| 会 員 | 新規 | 福 井 逸 夫 | 本郷町 |
| 会 員 | 新規 | 池 上 二 郎 | 向山町 |
| 会 員 | 新規 | 山 本 三枝子 | 本郷町 |
| 会 員 | 新規 | 深 谷 さつき | 本郷町 |

| | | | |
|-----|-----|---------|------------------|
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 文 夫 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 紀美代 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 修 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 香代子 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 杉 浦 修 二 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 杉 浦 雅 子 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 杉 浦 邦 彦 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 角 谷 とみ子 | 論地町 |
| 会 員 | 継 続 | 石 川 あい子 | 論地町 |
| 会 員 | 継 続 | 杉 浦 正 博 | 論地町 |
| 会 員 | 継 続 | 服 部 允 彦 | 清水町 |
| 会 員 | 継 続 | 杉 浦 巖 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 浅 野 勝 次 | 清水町 |
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 彖 一 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 平 澤 悦 子 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 川 角 光 利 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 水 野 隆 治 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 坂 東 登 | 清水町 |
| 会 員 | 継 続 | 神 谷 光 男 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 野々山 安 清 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 柴 田 幸 男 | 論地町 |
| 会 員 | 継 続 | 太 田 邦 弘 | 向山町 |
| 会 員 | 継 続 | 藤 浦 貴 子 | 論地町 |
| 会 員 | 継 続 | 深 谷 裕 史 | 本郷町 |
| 会 員 | 継 続 | 代表 山本好子 | (社)高浜市シルバー人材センター |

参 考

貸 出 備 品 項 目

| 品 名 | 数 量 | 保管・設置場所 | 管理者 |
|-----------|------|---------------|--------|
| 芝刈り機 | 1台 | 水明会倉庫フレンド公園 | 水明会代表 |
| AED | 1台 | 高取ふれあいプラザ | まち協事務局 |
| 草刈機（刈払機） | 5台 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| インバーター発電機 | 1台 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| サークルライト | 2セット | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| コードリール | 2台 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| テント 大・小 | 4セット | 農業センター（旧消防倉庫） | まち協事務局 |
| ワイヤレスアンプ | 1台 | まち協事務局 | まち協事務局 |
| プロジェクター | 1台 | まち協事務局 | まち協事務局 |
| ツルハシ | 20本 | 農業センター（旧消防倉庫） | まち協事務局 |
| エンジンチェンソー | 3台 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| 脚立 大・小 | 2台 | 農業センター（旧消防倉庫） | まち協事務局 |
| スコップ 大 | 10本 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| 一輪車 | 1台 | まち協倉庫 | まち協事務局 |
| 長机 | 10台 | 高取ふれあいプラザ | まち協事務局 |
| パイプ椅子 | 60脚 | 高取ふれあいプラザ | まち協事務局 |

* 水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・ 貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・ 申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・ 備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。

参 考

令和3年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防災防犯事業

(敬称略)

| | | |
|--------|---------|---------------------------|
| リーダー | 早 川 弘 樹 | 対策統括 |
| サブリーダー | 川 角 由美子 | 食料班責任者 |
| | 杉 浦 有 三 | 物資調達班責任者 |
| | 羽佐田 雅 大 | 消防第四分団 3年度分団長 |
| | 竹 内 定 定 | 清水町町内会 3年度会長 |
| | 深 谷 淳 | 清水町町内会 3年度副会長 |
| | 青 山 隆 司 | 本郷町町内会 3年度会長 |
| | 杉 浦 紀 明 | 本郷町町内会 3年度副会長 |
| | 長 田 正 雄 | 向山町町内会 3年度会長 |
| | 杉 浦 敬 | 向山町町内会 3年度副会長 |
| | 正 木 久 人 | 論地町町内会 3年度会長 |
| | 島 村 浩 二 | 論地町町内会 3年度副会長 |
| | 村 上 宗 久 | (学校対応班) 高取小学校教頭 |
| | 原 田 多 古 | (学校対応班) たかとりこども園園長 |
| | 石 川 克 己 | (学校対応班) いきいきクラブ代表 |
| | 大 岡 正 代 | (食料班) 本郷町 |
| | 杉 浦 頼 子 | (食料班) 高浜市婦人の会高取支部 3年度支部長 |
| | 深 谷 由美子 | (食料班) 高浜市婦人の会高取支部 3年度副支部長 |
| | 酒 井 勇 治 | (食料班) 高取小学校PTA 3年度会長 |
| | 羽 立 真 子 | (食料班) 高取地区子ども会 3年度副会長 |
| | 杉 浦 礼 奈 | (食料班) たかとりこども園保護者の会 3年度会長 |
| | 杉 浦 好 | (物資調達班) 水明会代表 |
| | 伊 豆 隆 文 | (物資調達班) 事務局 |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

防災防犯事業「防災資機材倉庫管理事業」

(敬称略)

| | | |
|-------|---------|-----|
| 事業責任者 | 正 木 久 人 | 論地町 |
| | 杉 浦 裕 峰 | 向山町 |
| | 加 藤 正 義 | 清水町 |
| | 杉 浦 寛 幸 | 本郷町 |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます

環境美化事業

(敬称略)

| | | |
|--------|---------|----------------------|
| リーダー | 杉 浦 好 | 水明会代表 |
| サブリーダー | 荒 川 昭 治 | 本郷町 |
| | 竹 内 定 定 | 清水町町内会 3年度会長 |
| | 深 谷 淳 | 清水町町内会 3年度副会長 |
| | 青 山 隆 司 | 本郷町町内会 3年度会長 |
| | 杉 浦 紀 明 | 本郷町町内会 3年度副会長 |
| | 長 田 正 雄 | 向山町町内会 3年度会長 |
| | 杉 浦 敬 | 向山町町内会 3年度副会長 |
| | 正 木 久 人 | 論地町町内会 3年度会長 |
| | 島 村 浩 二 | 論地町町内会 3年度副会長 |
| | 杉 浦 沖 則 | いきいきクラブ白秋会(本郷) 3年度会長 |
| | 石 川 克 己 | いきいきクラブ新和会(論地) 3年度会長 |
| | 杉 浦 辰 昭 | いきいきクラブ親友会(向山) 3年度会長 |
| | 杉 浦 勝 利 | 清流会代表 ※協力団体 |
| | 竹 内 亨 弘 | 清水町 |
| ひまわりの会 | 杉 浦 しづ江 | リーダー |
| 〃 | 神 谷 静 子 | サブリーダー |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

地域住民交流事業「納涼夏祭り」「スポーツ祭・文化祭」実行委員 (敬称略)

| | | |
|------|-------|-----|
| 実行委員 | 竹内 定 | 清水町 |
| | 青山 隆司 | 本郷町 |
| | 長田 正雄 | 向山町 |
| | 正木 久人 | 論地町 |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

「納涼夏祭り」準備委員会 (敬称略)

| | | |
|----------|-------|-------------------------|
| ステージ担当長 | 川角 敦 | 本郷町盆踊り委員 (次年度 フード副担当長) |
| | 杉浦 勝己 | 本郷町 " |
| ステージ副担当長 | 山本 譽久 | 論地町盆踊り委員 (次年度 ステージ担当長) |
| | 沓名 省二 | 清水町 " |
| フード担当長 | 杉浦 一男 | 向山町盆踊り委員 (次年度 ステージ副担当長) |
| | 近藤 一哲 | 向山町 " |
| フード副担当長 | 鈴木 英男 | 清水町盆踊り委員 (次年度 フード担当長) |
| | 永田 誠也 | 論地町 " |
| ※協力団体 | 早川 弘樹 | 鷹取の会 |
| | 杉浦 頼子 | 高浜市婦人の会高取支部 |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

「スポーツ祭・文化祭」準備委員会 (敬称略)

| | | |
|-------|--------|--------------------|
| 担当長 | 川原 昭洋 | 清水町体育委員 |
| | 長谷部 勝和 | " |
| 副担当長 | 片岡 久志 | 本郷町体育委員 (次年度 担当長) |
| | 竹内 武 | " |
| | 山本 譽久 | 論地町体育委員 (次年度 副担当長) |
| | 藤浦 博通 | " |
| | 小田 桐 勉 | 向山町体育委員 |
| | 松野 盛高 | " |
| ※協力団体 | 早川 弘樹 | 鷹取の会 |
| | 杉浦 頼子 | 高浜市婦人の会高取支部 |
| | 石川 克己 | いきいきクラブ |
| | 酒井 勇治 | 高取小学校PTA |
| | 杉浦 礼奈 | たかとりこども園保護者の会 |
| | 羽立 真子 | 高取地区子ども会 |

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

高取まちづくり協議会

| | |
|----------|---|
| 住 所 | 〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 (高取ふれあいプラザ2階) |
| TEL/FAX | 55-3894 |
| 事務局 | 13:30~16:30 (土日祝日以外) |
| Eメールアドレス | tori-machikyo@katch.ne.jp |

(第3号議案 参考資料)

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(1/8)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| (前略) | (前略) |
| <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>防災防犯事業</u></p> <p>(2) <u>環境美化事業</u></p> <p>(3) <u>地域住民交流事業</u></p> <p>(4) <u>施設管理に関する事業</u></p> <p>(5) <u>その他協議会の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>2 削除</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>防犯事業</u></p> <p>(2) <u>防災事業</u></p> <p>(3) <u>環境美化</u></p> <p>(4) <u>町内会等関係団体よりのすべての新規要請事業</u></p> <p>(5) <u>その他協議会の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>2 前項第4号の新規事業の可否については、期首、期中を問わず<u>代表者会出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、代表者会は、前項の規定により新規事業の議決を行ったときは、速やかに理事会に報告するものとする。</u></p> |
| <p>(会員の種別)</p> <p>第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>役員(会長、副会長)、監事、事務局長、事務局次長、会計及び事業グループリーダー</u></p> <p>(2) <u>理事は、四町内会の代表者と高取小学校区内の団体の代表者及び役員会で承認された者とする。</u></p> <p>(3) <u>前2号以外の会員は、役員、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住もしくは在勤の個人、団体、企業とする。</u></p> <p>(4) <u>高取小学校校長、高浜中学校校長、南中学校校長はオブザーバーとする。</u></p> | <p>(会員の種別)</p> <p>第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>役員(会長、副会長、会計)、監事、事務局長及び事務局次長</u></p> <p>(2) <u>代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブの各々の代表者とする。</u></p> <p>(3) <u>理事は、前四町内会会長、四町内会副会長と高取小学校区内の団体の代表者とする。</u></p> <p>(4) <u>会員は、役員、代表理事、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住及び在勤の個人、団体、企業とする。</u></p> <p>(5) <u>高取小学校長、高浜中学校長、南中学校長はオブザーバーとする。</u></p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(2/8)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(入会)</p> <p>第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。</p> <p>(1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に係る者であること。</p> <p>(2) 宗教活動に利用する者でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 別に定める退会届を提出したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。</p> <p>(中略)</p> <p>(役員等の定数)</p> <p>第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人以上</p> <p>(3) 理事 45人以内</p> <p>(4) 監事 1人以上3人以内</p> <p>(選任等)</p> <p>第10条 役員及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 事務局長、事務局次長及び会計は、全会員の中から会長が選任する。</p> <p>3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。</p> | <p>(入会)</p> <p>第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。</p> <p>(1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に係る者であること。</p> <p>(2) 宗教活動に利用する者でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書(以下「申込書」という。)を会長に提出しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 別に定める退会届(以下「退会届」という。)を提出したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。</p> <p>(中略)</p> <p>(役員等の定数)</p> <p>第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人以上</p> <p>(3) 代表理事 15人以内</p> <p>(4) 理事 45人以内</p> <p>(5) 監事 1人以上3人以内</p> <p>(選任等)</p> <p>第10条 役員及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 事務局長及び事務局次長は、全会員の中から会長が選任する。</p> <p>3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(2/8)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(職務)</p> <p>第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(顧問)</p> <p>第13条 協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、<u>理事会</u>の推薦を経て会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(事業グループ)</p> <p>第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。</p> <p>2 理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。</p> <p>3 <u>事業グループは前項による者及び希望する会員で構成し、所属するメンバーをグループ員という。</u></p> <p>4 事業グループには<u>グループリーダー</u>を置き、グループ員より選任する。</p> <p>5 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。</p> | <p>(職務)</p> <p>第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 <u>代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。</u></p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(顧問)</p> <p>第13条 協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、<u>代表者会</u>の推薦を経て会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(事業グループ)</p> <p>第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。</p> <p>2 <u>代表理事及び理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。</u></p> <p>3 事業グループに<u>グループリーダー</u>を置き、グループ員より選任する。</p> <p>4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表 (3/8)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(事務局及び職員)</p> <p>第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、<u>事務局長、事務局次長、会計及びその他の職員を置く。</u></p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、<u>理事会の議決を経て会長が別に定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(構成)</p> <p>第17条 総会は、<u>理事及び会員</u>をもって構成する。</p> <p>(開催)</p> <p>第19条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 <u>理事会が必要と認め、招集の請求をしたときは臨時総会を開催することができる。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第20条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(定足数)</p> <p>第22条 総会は、<u>理事及び会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</u></p> | <p>(事務局及び職員)</p> <p>第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、<u>事務局長、会計及びその他の職員を置く。</u></p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、<u>代表者会の議決を経て会長が別に定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(構成)</p> <p>第17条 総会は、<u>代表理事及び理事</u>をもって構成する。</p> <p>(開催)</p> <p>第19条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 <u>臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>代表者会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>代表理事及び理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第20条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(定足数)</p> <p>第22条 総会は、<u>代表理事及び理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</u></p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(4/8)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(議決)</p> <p>第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した<u>理事及び会員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない<u>理事及び会員</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の<u>理事及び会員</u>を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した<u>理事及び会員</u>は、第22条、前条第2項、次条第1項第2号及び第43条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>3 総会の議決について、特別の利害関係を有する<u>理事及び会員</u>は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) <u>理事及び会員</u>総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> | <p>(議決)</p> <p>第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した<u>代表理事及び理事</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない<u>代表理事及び理事</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の<u>代表理事及び理事</u>を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した<u>代表理事及び理事</u>は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>3 総会の議決について、特別の利害関係を有する<u>代表理事及び理事</u>は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) <u>代表理事及び理事</u>総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(5/8)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(構成) 第26条 理事会は、<u>役員及び理事</u>をもって構成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(議決) 第31条 理事会における議決事項は、<u>第29条</u>第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等) 第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録) 第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> | <p>(構成) 第26条 理事会は、<u>代表理事及び理事</u>をもって構成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(議決) 第31条 理事会における議決事項は、<u>第30条</u>第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 理事会の議事は、<u>代表理事及び理事</u>総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等) 第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない<u>代表理事及び理事</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した<u>代表理事及び理事</u>は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する<u>代表理事及び理事</u>は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録) 第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) <u>代表理事及び理事</u>総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(6/8)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>第7章 役員会</u></p> <p style="text-align: center;">(構成等)</p> <p>第34条 <u>役員会</u>は、会長、副会長、代表理事、事務局長、事務局次長、会計及び事業グループリーダーをもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">(権能)</p> <p>第35条 <u>役員会</u>は、次の事項について<u>審議</u>する。</p> <p>(1) 理事会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) <u>その他協議会の目的達成のために必要な事業に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第36条 <u>役員会</u>は、会長が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>2 <u>役員会</u>は、会長が招集する。 3 <u>役員会</u>の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(事業計画及び予算)</p> <p>第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 <u>会長は前項に定める事業計画及びこれに伴う収支予算を作成するにあたり、高取小学校区内の団体の意見を聞く場を設けなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>第7章 代表者会</u></p> <p style="text-align: center;">(構成等)</p> <p>第34条 <u>代表者会</u>は、会長、副会長、代表理事、事務局長、事務局次長及び会計をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">(権能)</p> <p>第35条 <u>代表者会</u>は、次の事項について<u>議決</u>する。</p> <p>(1) 理事会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) <u>町内会等関係団体よりの新規提案事業に関する事項</u> (4) <u>その他会務の執行に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第36条 <u>代表者会</u>は、会長が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>2 <u>代表者会</u>は、会長が招集する。 3 <u>代表者会</u>の議長は、会長がこれに当たる。 4 <u>代表者会</u>の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(事業計画及び予算)</p> <p>第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表 (7/8)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、<u>役員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>3 予備費を使用したときは、<u>理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>理事会の議決を経て</u>、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第43条 この規約は、総会に出席した<u>理事及び会員</u>の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。</p> <p>(解散)</p> <p>第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。</p> <p>2 前項の規定により解散する場合は、<u>理事及び会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に<u>無償譲渡</u>するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>理事会の議決を経て</u>、会長が別に定める。</p> | <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、<u>代表者会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>代表者会の議決を経て</u>、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第43条 この規約は、総会に出席した<u>代表理事及び理事</u>の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。</p> <p>(解散)</p> <p>第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。</p> <p>2 前項の規定により解散する場合は、<u>代表理事及び理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>代表者会の議決を経て</u>、会長が別に定める。</p> |

高取まちづくり協議会 規約 新旧対照表(8/8)

